

<p>施策目標名</p>	<p>医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標 I-3-2) 基本目標 I: 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3: 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>・ 医療は、多職種からなるチームによって提供されていることから、個々の要素の質を高め、システム全体として安全性の高いものにしていくため、以下のような取組を実施している。</p> <p>【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 ・ 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者に対し、以下の①～③の措置を講ずることを医療法において義務付けている。 ①医療の安全を確保するための指針の策定 ②従業者に対する研修の実施 ③その他当該病院等における医療の安全を確保するため措置</p> <p>【2. 医療事故情報収集等事業】 ・ 医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成。これらを報告された事例とともにホームページで公開するとともに、本事業参加医療機関を対象に研修会を実施している。 ・ なお、本事業では、医療機関の任意参加により、事故等事案だけではなく、ヒヤリ・ハット事例についても情報を収集している。</p> <p>【3. 医療事故調査制度】 ・ 対象となる医療事故が発生した医療機関は、遺族への説明、医療事故調査・支援センター(以下「センター」という。)への報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明及びセンターへの報告を行う。 ・ 医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告を行う。 ・ センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。</p> <p>【4. 医療安全支援センター】 ・ 医療安全支援センターとは、医療法の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置されており(努力義務)、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。</p> <p>【5. 医療安全対策の推進に関する診療報酬】 ・ 組織的な医療安全対策の実施に対する評価として、「医療安全対策加算」を設けている。 ・ 医療安全対策に関する複数の医療機関の連携に対する評価として、「医療安全対策地域連携加算」を設けており、互いに医療安全対策に関する評価を行うことを要件としている。 ・ 医療従事者と患者との対話を促進するため、患者又はその家族等に対する支援体制の評価として、「患者サポート体制充実加算」を設けている。</p> <p>【6. 産科医療補償制度】 ・ 安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>医療事故情報収集等事業等の制度を通じ、医療機関にフィードバックした情報を院内の医療安全対策を検討・実施するうえで活用することで、各医療機関で医療安全における平時の質改善活動を実施することによって、医療安全向上を図っていく必要がある。</p>				
	<p>2</p>	<p>・ 医療安全支援センターにも年間十万件超の相談・苦情が寄せられており、医療機関における医療安全管理体制の確保、国民の医療に関する不安・不満への対応を促進する必要がある。 ・ 医療安全支援センターは、医療機関、患者・住民の双方に関わり、医療安全確保対策において重要な役割を果たしていることから、同センターの機能が広く患者・住民に周知され、かつ有効に機能することが求められる。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止</p>		<p>医療事故を減らしていくためには、医療事故を収集し分析することで、再発防止策を普及啓発し、医療事故発生の予防をしていくことが必要であるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備</p>		<p>安全に医療が提供されるためには、安全管理のための指針の整備や職員研修の実施、院内感染対策のための体制の確保や医薬品・医療機器の安全管理、安全使用のための体制確保が必要であるため。 また、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている医療安全支援センターが有効に機能することは、医療安全確保の体制整備に資するものであるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>1,359,742</p>	<p>1,345,664</p>	<p>1,346,673</p>	<p>1,409,622</p>	<p>1,299,659</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>-53,031</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>1,359,742</p>	<p>1,345,664</p>	<p>1,345,664</p>	<p>1,293,642</p>	<p>1,409,622</p>	<p>1,299,659</p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>1,217,000</p>	<p>1,223,497</p>	<p>1,223,497</p>	<p>1,220,842</p>	<p>1,303,194</p>	<p>1,299,659</p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>89.5%</p>	<p>90.9%</p>	<p>90.9%</p>	<p>94.4%</p>	<p>92.4%</p>	<p>92.4%</p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>		

測定指標	<p>指標6 診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合 (アウトプット)</p> <p>医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関が対象</p>	指標の選定理由	医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることで、この割合が増加するため指標として選定した。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	医療安全対策加算は医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることでこの割合が増加することを踏まえ、毎年度の目標値を設定した。 ※直近の実績値である令和3年度実績値27.6%は、「医療安全対策加算」届出医療機関数(3,989件)÷全国の病院及び一般診療所(有床)の数(14,469件)								
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度	○	(○)	
		23.2%	前年度(23.2%)以上	前年度(24.8%)以上	前年度(25.9%)以上	27.8%以上	27.8%以上	27.8%以上			
		24.8%	25.9%	26.8%	27.6%	集計中(R5年10月 目途公表予定)					
	<p>指標7 都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターへの相談件数 (アウトプット)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされており、患者等からの医療に関する苦情・相談への対応や医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援を業務としており、全国に417箇所設置されている(令和4年1月末現在)。 医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているかを把握するため、相談件数を指標として選定した。 								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているか把握するための指標であることを踏まえ、毎年度の目標値を104,000件以上と設定した。								
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成
年度ごとの実績値											
平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度	○	(△)		
97,376件		前年度(97,376件)以上	前年度以上	前年度以上	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上				
	104,181件	103,509件	101,055件	102,231件	集計中(R5年12月 目途公表予定)						
<p>指標8 院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数の割合 (アウトプット)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 近年、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)、VRE(バンコマイシン耐性腸球菌)、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取り組むことが重要であることから、医療従事者に対する講習会を実施してきた。 当該講習会の開催は、医療安全確保のための体制整備に資すると考えられることから、指標として選定した。 									
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することができることから、当該数値を毎年度、基準年度における基準値以上とすることを目標とした。 なお、平成29年度実績値を基準値とした理由は、事業の見直しを行い当該指標を選定した初年度を基準としているためである。 ※直近の実績値である令和4年度実績値は、分子:院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数7970人、分母:院内感染対策講習会受講者の受講者全体8909人から算出したもの。(参考) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、講習会の受講対象を全ての医療従事者に拡大したため受講者の集計をしていない。 									
	基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	毎年度	○			
	80.5%	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	基準値以上				
	77.0%	77.1%	-	82.3%	89.5%						
<p>指標の選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が実施する立入検査の実施状況、検査項目の遵守状況を効率的に把握し、全国的に遵守率が低い検査項目を特定した上で、その結果を都道府県に情報提供することにより、次回立入検査の際に遵守率が低い項目を重点的に指導する等の対応が可能となる。 検査項目のうち、「病院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策」が講じられているかどうかに着目し、遵守率を測定指標として選定した。 なお、本指標は、平成27年度から令和元年度の実績が非常に高い水準となっているが、高い水準を維持することが病院における医療安全体制の確保に繋がる一方、当該項目の遵守率が高いことにより、病院における医療安全が確保できていることを確認できるという理由から、引き続き測定指標とすることが適当である。 										

	<p>指標9 病院の立入検査における検査項目(事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策)の遵守率(アウトプット)</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	<p>・ 遵守率の向上及び高い遵守率を維持することにより、医療安全、医療の質の向上が期待できることから、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。</p> <p>・ なお、令和4年度の実績値は、令和7年7月公表予定であるため、令和5年7月に実績評価を行う際は、令和2年度の実績値により評価を行う。</p> <p>(参考1)平成27年度実績:98.2%、平成28年度実績:98.6%、平成29年度実績:98.5% (参考2)令和元年度実績値98.7%は、分母:検査施設数(7,733施設)、分子:適合施設数(7,631施設)から算出したもの。</p>							
		<p>基準値</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>目標値</p>	<p>主要な指標</p>	<p>達成</p>
		<p>平成26年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>毎年度</p>		
		<p>98.0%</p>	<p>前年度 (98.5%)以上</p>	<p>前年度 (98.4%)以上</p>	<p>前年度 (98.7%)以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>		
			<p>98.4%</p>	<p>98.7%</p>	<p>令和4年度 集計予定 (令和5年8 月頃公表予 定)</p>	<p>令和5年度 集計予定 (令和6年8 月頃公表予 定)</p>	<p>令和6年度 集計予定 (令和7年8 月頃公表予 定)</p>			<p>(○)</p>

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者会議WG後に記載</p>
------------------------	--------------------

	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)⑤【目標に向かっていない】</p> <p>(判定結果) C【達成に向けて進展がない】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、目標値は達成しなかった。【参考】指標4において、当該事業の医療事故報告件数は年々増加していることも勘案すると、当該指標の実績値の低下が必ずしも医療安全への関心の低下と結びつくものではないと考える。 ・ 指標2については、目標値を達成している。 <p>【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標6については、令和4年度の実績値は現在集計中であるが、当該加算届出医療機関の割合は毎年増加しており、目標達成に向けて進展があると評価した。平成30年度から令和3年度まで年平均0.9%ずつ実績が向上していることから、令和4年度の実績値は(令和3年度実績28.5%+0.9)として目標値を達成すると見込んだ。 ・ 指標7については、平成30年度から令和2年度にかけて減少トレンドにあったところ、相談業務は対面で行われることもあり、新型コロナウイルス感染症の影響が一定数あると考えられる。令和4年度の実績数は現在集計中であるが、相談件数は令和3年度は令和年度に比べて増加してきており、目標達成に向けて進展があると評価した。しかしながら、令和3年度の実績値の増加は1176件であることを踏まえると、同様のペースで実績が回復すると仮定した場合令和4年度の実績値は目標値をわずかに満たさないことから、目標未達成と見込んだ。 ・ 指標8について、令和4年度は目標値を達成した。 ・ 指標9の立入検査項目の遵守率については、令和2年度の実績を現在集計中であるが、令和元年度は平成30年度より増加していることを踏まえ、目標達成と見込んだ。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、主要な指標である指標1の達成状況が「×」となったため、判定結果は⑤に区分されるものとしてCとした。
<p>総合判定</p> <p>評価結果と今後の方向性</p> <p>施策の分析</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、目標値を達成できていない。未達要因としては、特に周知すべき医療安全情報については、医療事故情報収集等事業の運営主体である日本医療機能評価機構が当該事業への参加登録医療機関に対して、メールに該当URLのリンクを貼る形で共有されており、こうしたリンクからアクセスした場合にはアクセス件数として捕捉できないことが考えられる。また、こうした特に周知すべき医療安全情報が、医療機関内においてPDFや紙媒体、院内のイントラネット上で関係職種に共有された場合にも、アクセス件数として捕捉できないことも要因として考えられる。一方で、【参考】指標4において、本事業の医療事故報告件数は年々増加していることを勘案すると、医療事故の報告が定着してきているほか、各医療機関において医療安全体制の見直しを図るための豊富な情報が、報告を受けて運営主体から各医療機関にフィードバックされており、当該事業は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、目標値を達成している。産科医療補償制度の補償対象と認定した全事例について医学的な観点から分析が実施された上で、複数の事例から見えてきた知見等による再発防止策等の提言が「再発防止に関する報告書」等でとりまとめられ分娩機関等に提供されており、各分娩機関における同様の事例の再発防止や発生予防の観点から施策が有効に機能していると評価できる。 <p>【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標6については、目標値を達成する見込みである。当該加算算定のためには医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置することが要件とされており、当該加算算定施設数が増加しているということは、当該研修を受講した医療安全管理者が増加していると考えられ、医療安全の普及という観点から施策が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標7については、目標値を達成しない見込みである。未達要因としては、相談業務は対面で行われることもあり、新型コロナウイルス感染症の影響が一定数あると考えられる。一方で、実績は一貫して基準値以上を維持しており、また、最新の実績である令和3年度は令和2年度より実績が増加していることを踏まえると、医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援が行えていると考えられることから、医療安全情報センターの相談機能が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標8については、医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得するための事業であり、初回受講者の割合は平成30年度以降年々増加しており、また令和4年度は目標を達成していることから、人材育成を通じた医療安全確保のための体制整備が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標9の立入検査項目の遵守率については、令和2年度の実績を現在集計中であるが、それまでの直近3年の実績が高い水準を維持しており、また、令和4年度は目標達成見込みであることから、立入検査は有効に機能していると評価できる。 <p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、平成30年度以降予算額がほぼ一定であるなか、目標値は達成できていないものの【参考】指標4の実績値は年々増加しており、より多くの事例が集まることで、医療安全情報に活かされるものと考えられるため、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標2については、平成30年度以降予算額がほぼ一定であるにも関わらず、実績数については毎年度目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標6については、平成30年度以降予算額と執行額がほぼ一定であるにも関わらず、医療従事者等への啓発活動等を実施することなどにより加算届出医療機関数が増加してきており、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標7については、平成30年度以降予算額がほぼ一定であるにも関わらず、実績数については毎年度目標値を概ね達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標8については、令和3年度より予算額が約1200万円削減している中でも目標を達成しており、効率的な取り組みが行われていると評価できる。 ・ 指標9については、立入検査結果の集計システムに係る予算はほぼ横ばいで推移しているが、毎年度、指標である立入検査項目の遵守率が高い水準を維持していることから、効率的な取り組みが行われていると評価できる。

		<p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、アクセス件数として捕捉できない方法(総合評価に記載したように運営主体から送付されるメールのリンク先からアクセスする方法や医療機関内での共有等)で当該事業の情報を入手できることが実績減少要因の1つと考えられる。引き続き、より多くの事例を医療安全として情報発信するために、【参考】指標4の実績値の増加も含めた事業の取組を行うことで、実態を把握し、医療機関においてPDCAの取組が行うことができるよう、引き続き事業の周知に努める必要がある。一方で、アクセス件数として捕捉できない方法での情報入手が可能であることにより、本指標は各医療機関等への情報提供の状況が正確に測れないものとなっていることが疑われ、引き続き主要な指標とすることは妥当ではないと考えられる。 ・ 指標2については、毎年度実績値は増加し目標値を達成していることから、分娩時の医療事故の再発防止に向けた取組が順調に進んでいる。更なる実績値の向上に向け、引き続き、産科補償制度の補償対象となる事例について、医学的な観点から原因分析を行い、再発防止及び普及啓発に努める必要がある。 <p>【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標6については、加算届出医療機関数は増加してきており、令和4年度の目標達成見込みである。今後都道府県が策定する第8次医療計画(令和6年度～令和11年度)において、医療事故調査制度に関する研修を管理者が受講した医療施設数の割合を目標として記載することを都道府県に求めており、これにより医療従事者、特に管理者に対して医療安全対策への理解の深化を促進することなどを通じて、医療安全対策加算の届出医療機関数の割合の増加が促進されると考えられる。 ・ 指標7については、概ね目標が達成されているが、医療関係者と患者の信頼関係をサポートする上で、患者の身近である二次医療圏において、より一層の当該センターの役割の普及が必要と考える。令和4年度は目標を達成しない見込みとなったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響の低下に伴い、今後の実績値の改善が期待される。 ・ 指標8については、令和3年度に引き続き目標値を達成している。今後新興感染症が発生・まん延した場合に備え、引き続き初回受講者数の増加に取り組んで行く必要がある。 ・ 指標9については、指標に選定した立入検査項目の遵守率が高い水準を維持しており、令和4年度も目標達成見込みであることから、地域における医療安全、医療の質の向上に繋がっていると考えられる。
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、主要な指標からは外すこととする。また、より事業の浸透を図るために医療事故情報収集等事業の参加登録申請医療機関数をさらに増加させる必要があるため、実施主体である日本医療機能評価機構が行う講演や各種報告書の中で登録を呼びかけてもらうことにより事業の周知を行うなど、【参考】指標4の実績値の増加を含めた取組を行うことで、引き続き医療事故の発生予防、再発防止を目指していく。 ・ 指標2については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。 ※毎年度実績値が連続して目標達成しているが、医療安全の性質上、そもそも目標値を設定することが難しく、新たな測定指標を設定することは困難。 <p>【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標6については、順調に推移していることから、医療安全に関する研修を医療施設の管理者が受講することを促進することなどを通じて、引き続き目標達成を目指していく。 ・ 指標7については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。 ・ 指標8については、順調に推移しており、引き続き目標達成を目指していく。また、より多くの医療従事者に講習会を受講していただき、院内感染対策の知識が医療従事者に周知されるよう、実績報告書や受講アンケートに基づき、講習内容の更なる改善に取り組むこととする。 ・ 指標9については、指標である立入検査項目の遵守率が高い水準を維持しており、引き続き、当該指標の達成を通じて更なる医療安全・医療の質の向上に努めることとする。

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事故収集等事業報告書、年報(指標1関係)URL:http://www.med-safe.jp/contents/report/index.html ・ 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書(指標2関係)URL:http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/documents/prevention/index.html ・ 医療安全支援センターの運営状況に関する調査データ(指標関係7) URL:https://www.anzen-shien.jp/information/
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>医政局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 姫野 泰啓 地域医療計画課長 佐々木 孝治 地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長 松本 晴樹 医事課長 林 修一郎 歯科保健課長 小椋 正之</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	------------	---------------	--	-----------------	---------------